

全大阪生活と健康を守る会連合会との協議等議事録（要旨）

福祉局 保護課

1 日 時 令和 8 年 8 月 31 日（月） 午後 1 時 00 分 ～ 午後 2 時 50 分

2 場 所 中央区役所 703, 704 会議室

3 団体名 全大阪生活と健康を守る会連合会

4 協議等の趣旨 生活保護申請権の確立、実施体制について

5 出席者

（団体側）

代表者 会長 大口 耕吉郎他 26 名

（本 市）

福祉局 2 名

6 議 事

（1）申請権の確立について（項目番号 3.（1）. 5. イ～ホ）

団体要望概要

- ・「生活保護の権利」の周知について、一般的に誰もが目につくようなポスターの掲示や広報誌等での周知をお願いしたい。
- ・受付面接相談で、保護の申請まで時間がかかるケースがあると聞いている。

本市説明概要

- ・大阪市のホームページで広報している。広報誌等での周知については、意見として課内で共有する。
 - ・個別ケースの対応となるが、必要な援助の確認等で時間がかかることもある。申請の意思が確認できれば申請書を交付し、速やかに提出するよう説明し、申請書が提出されれば、受理している。
- また、申請意思を示した日を申請日としている。

（2）保護の申請、受付面接について（項目番号 3.（1）. 5. ヘ～リ）

団体要望概要

- ・申請前の調査権限はあるのか。

- ・申請書の様式は定まっているのか。
- ・受付面接については、重要な仕事であるので、社会福祉士の有資格者を配置すべきである。またケースワーカー経験のある者を配置してほしい。

本市説明概要

- ・申請前の調査権限はない。受付面接では現在の生活状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨を説明し、他法・他施策も案内するなど社会保障や福祉制度を総合的に勘案して検討し、その方にとって有用な方策を助言する一方で、申請の意思を確認した方には申請していただいている。
- ・大阪市では申請書様式を用意しているが、名前と住所と申請理由が記載されていればレポート用紙等でも申請は可能である。
- ・受付面接は、生活に困り相談に来られた方の状況を最初に伺う立場であり、非常に重要な業務であると認識している。本市では、受付面接の担当者について社会福祉主事などの資格保有を必須要件とはしていないが、マニュアルの策定や研修等を通じて、業務に必要な知識の習得や資質の向上を図っている。

(3) 職員の配置について（項目番号3. (1). 10. イ. ロ. ハ）

団体要望概要

- ・ケースワーカーの配置基準について教えてほしい。高齢担当が受け持つ世帯数が多すぎると思われるため、ケースワーカー数を増やすべきである。また高齢訪問員の業務についても教えてほしい。訪問員について、受給者の話を十分に聞いていなかったり、ケースワーカーとの連携もできていなかったりすることがある。

本市説明概要

- ・本市のケースワーカーについて、一般世帯は80：1、高齢者世帯は280：1の配置基準としている。高齢者世帯について、280人を1人のケースワーカーが担当するのではなく、被保護高齢者世帯訪問調査等担当職員等とともに支援している。訪問員の業務内容は、基本的には高齢者世帯への訪問調査や関係機関との連絡調整、システム端末を使用した事務補助等となる。

(4) 葬祭扶助について（項目外）（意見のみ）

団体要望概要

- ・大阪市は単身高齢者が多いことから、葬祭扶助の申請も多い。亡くなった後の家の片付けについてなどを区役所レベルではすごく真剣に考えている。大阪市としても、考えてはどうか。単身高齢者が亡くなる時まで安心して生活できるように考えてほしい。

(5) 申請時の車の保有について（項目外）

団体要望概要

- ・申請時の車の保有については、名義変更ではだめなのか。売却を求められたが、売れるほどの財産価値はない。

本市説明概要

- ・車は資産であり、売却して生活費に充てるというのが基本的な考え方にある。ただし、車を持っていたとしても、申請は妨げない。申請を受け付けた後に、実施要領に基づき保有容認の可否を伝え、保有を認められない場合は資産活用いただくことになる。

(6) 国への要望について(夏季加算、生活保護の基準額の改定について)

(項目番号 3.(2). 1. 6.) (後半の議題) (意見のみ)

団体要望概要

- ・夏季加算についてずっと言い続けていることだが、電気代が生活費を圧迫している。熱中症になってはいけないと思い、他を節約して生活している。是非夏季加算の創設をお願いしたい。また、物価高でこれ以上切り詰めて生活できず、生活保護の生活基準費そのものが低いので、物価が上がっていく状況を踏まえそれに見合った生活保護費基準額の改定について国に要望するようお願いしたい。

(7) 最高裁判決にかかる追加給付の周知について(8月3日協議済み、意見のみ)

団体要望概要

- ・当事者の半数以上が高齢者であることから、電話での問い合わせ対応について、フリーダイヤルで十分に対応できるのか懸念がある。区役所でも対応してほしい。
- ・追加給付の広報について、ポスターの掲示を区役所の目立つ場所や図書館・地下鉄でまだ見たことがない。追加給付の申請期限は来年の7月末までなので、広報誌への掲載等、誰もが目に付く周知方法で対応してもらいたい。ホームページ等の広報のほか、チラシも大事であり公共の窓口等にも置いてほしい。
- ・現在受給している方は8割支給したとのことであったが、団体内ではまだ支給されていないとの声が多い。是非体制を強化して対応してもらいたい。